

大綱 1. 「地産・地消の再生可能エネルギー(先ずは、太陽光発電)」によるまちづくり

エネルギーは生活や産業の基盤をなす社会的基本財であります。エネルギー政策のあり様は私たちの暮らしや国の社会経済ビジョンと密接な関係がありますが、3.11 東日本大震災に直面するまでは、エネルギー問題に対する関心は低かったように思います。

しかし、3.11 に伴う原発事故を受けて、エネルギー政策によっては、私たち自身の健康や命が脅かされ、生活そのものが変わってしまうことを実感することになりました。

そして、ひとたび事故が起きてしまえば、3 年経った今でも「undar control」には程遠い状況にあります。また、今後、後始末のために膨大な人・モノ・金が必要になります。そして、事故後の燃料輸入により貿易赤字が増大し、経済にも大きな影響がでています。

3.11 を経験した私たちは、未来を担う子どもたちのために、持続可能な安全・安心な再生可能エネルギー社会を推進する責務があると考えます。

また、再生可能エネルギーは分散型のエネルギー源です。その利活用はそれぞれの地域が現場となります。最近、特に 2012 年の「固定価格買取制度」導入を受けて、全国各地で再生可能エネルギーによる地域経済の活性化や地域の再生など、まちづくりにつなげていく取組みが活発になっています。

再生可能エネルギーの推進は、もともと地球温暖化対策として位置づけられ、私も 1 期目からその推進を訴えてきましたが、3.11 以後、地球温暖化対策とエネルギー問題の統合、そして、省エネと同時にエネルギーを創る創エネの視点が必要であると感じるようになりました。

そして、平成 24 年 4 月、長野県飯田市を視察し、同 6 月議会において公民協働で進める太陽光発電事業を紹介し、我孫子市においても、先ずは、公共施設に公民協働で太陽光発電設備を設置する提案をさせていただきました。

また、行政への提案と同時に市民自身でも汗を流していこうと、平成 24 年から、市民の皆さんと一緒に「地産・地消の太陽光発電を考える学習会」を行い、地産・地消の太陽光発電によるまちづくりの検討を行ってきました。

今日は、再生可能エネルギーの多面的意義や可能性を考えながら、我孫子市で太陽光発電をより一層推進するための質問および提案をさせていただきます。

(1) 自治体の再生可能エネルギー推進に関する新たな視点

ア. 安全・安心なエネルギー社会を推進する視点

3.11 以前、地方自治体では、エネルギーに関すること、特に電源に関することは主に国の政策であって、自らの政策との認識はほとんどなかったように思います。

これまでの地方自治体の再生可能エネルギー推進の視点は、地球温暖化対策としての視点であり、我孫子市でも「我孫子エコ・プロジェクト 3」の中で、住宅用の太陽光発電を

普及するための補助金交付事業、そして、国からの補助金等による公共施設の太陽光発電システムの設置が行われてきました。

しかし、3.11に伴う原発事故により、我孫子市はホットスポットになり、我孫子市と我孫子市民は、想定外の様々な影響を受けエネルギーの安全性の問題を突き付けられています。

自治体の最も重要な役割である市民の安全・安心を守るために、市はエネルギー問題を公共政策とする必要性を認識せざるを得なくなったと考えます。

これまでの地球温暖化対策としての視点だけでなく、安全・安心なエネルギー社会を推進する視点を加えて、再生可能エネルギー、先ずは太陽光発電のより一層の推進を図るべきだと考えます。市の見解をお示してください。

イ. 将来都市像を実現する視点

我孫子市の基本構想にある将来都市像の共通の目標は、いうまでもなく“手賀沼のほとり 心輝くまち”～人・鳥・文化のハーモニー～であります。かつて白樺派の文人たちが、手賀沼の自然に魅せられ沼のほとりに居を構えて、素晴らしい作品を生み出した我孫子はまさに『心輝くまち』であります。

その我孫子市の将来都市像のひとつは『自然環境を文化に高めるまちへ』であり、新たな目標として「環境モデル都市」が謳われ、「自然に負荷のかからない資源循環型のくらしを築くとともに、環境問題に取り組む先進的な知恵を生み出すことが重要です。」と書かれています。

地産・地消の太陽光発電によるまちづくりを推進することは、まさに「環境モデル都市」を実現するための具体的手法のひとつであり、「環境問題に取り組む先進的な知恵」であると考えます。

今後は、太陽光発電を推進することによって、「環境モデル都市」を創っていくという将来都市像実現の視点を加味して、企画をはじめ全庁横断的に取り組んでいただきたいと思います。将来都市像実現の視点、そして、その推進体制について市の見解をお聞かせください。

ウ. 地域経済の活性化や地域コミュニティ再生の視点

皆さんの中には、最近注目されている『里山資本主義』という本を読まれた方も多いと思います。本の中では、岡山県真庭市の製材業者、銘建工業の木くずを活用した「木質バイオマス発電」と木質ペレットで斜陽産業であった製材業を世界の最先端に生まれ変わらせ、山を中心に再びお金が回り始め、地域に雇用と所得が生まれたという地域再生の好循環が紹介されていますが、再生可能エネルギー推進のもう一つの視点は、地域経済の活性化や地域コミュニティの再生の視点です。

固定価格買い取り制度による再生可能エネルギーの普及は、個人や地域がエネルギーの

消費者であるとともに供給者でもあるという社会的なイノベーションをもたらし、全国各地で様々なビジネスモデルがつくられています。

一例を挙げれば、市民ファンドを活用した飯田市の公民協働の太陽光発電事業や多摩ニュータウンの太陽光発電事業、足利市や千葉市などの市庁舎や学校など公共施設の屋根貸しによる事業、○高田市の学校跡地や瀬戸内市の塩田跡地など市有地を活用したメガソーラー事業など、全国各地で地域の特性を生かした太陽光発電事業が行われています。

先に紹介した銘建工業の中島社長は、「新規の工場を誘致するとなると大変な話です。しかし、目の前にあるものを使う仕組みを作りさえすれば、経済的にも好循環が起き、地域で雇用も所得も発生するんです」とお話しされています。

地域経済の活性化と地域コミュニティ再生の視点においても、我孫子市に降り注いでいるお日様を活用した太陽光発電事業を市民と一緒に検討すべきだと考えますが、市の見解をお聞かせください。

(2) 公共施設への太陽光発電システムの設置

次に、公共施設への太陽光発電システムの設置についてお尋ねします。

我孫子市では、地球温暖化対策実行計画と環境保全のための我孫子市率先行動計画にあたる「あびこエコ・プロジェクト3」の中で、2015年の新エネルギーの導入量を2009年の基準年より70kW増加させて100kWにすることを目標としています。

ア. 小・中学校への太陽光発電システムの設置

市では、平成15年度に我孫子第三小学校、平成22年度に第四小学校に太陽光発電システムを設置しています。そして、平成26年度に根戸小学校、我孫子第二小学校、新木小学校の3校に設置予定となっていますが、残り14校についての太陽光発電システムの導入予定と導入計画をお聞かせください。

イ. 学校以外の公共施設への太陽光発電システムの設置

学校以外の公共施設への太陽光発電システムの導入は、ふれあい工房と近隣センターふさの風、そして、アビスタの3施設にとどまっていますが、今後の導入予定と導入計画をお聞かせください。

また、学校以外の各公共施設への導入は、どこで、どのように計画され、予算付けはどこがするのか、そして、公共施設への太陽光発電システム導入を総括し、より一層の推進を図るのはどこか、お聞かせください。

ウ. 太陽光発電システムの最大出力数について

現在、公共施設に設置している太陽光発電システムの最大出力数は、全て10kWとなっています。出力が小さいので年間発電量も少なく、太陽光発電により賄える電力使用量の割合は小学校では8%、アビスタでは僅か2%、太陽光発電により節約できる電気代は小学校とアビスタともに24万円と推計されています。

今後設置する場合は、啓発目的だけでなく、太陽光発電の発電量を増やし電気代の削減効果を高めるために、最大出力数を増やすべきだと考えますが、いかがでしょうか？

大綱 2. 手賀沼終末処理場内の一時保管施設に保管された指定廃棄物の問題

今日、3月7日、10時から千葉地方裁判所、松戸支部において「放射性廃棄物等撤去請求事件」の第1回公判が開かれました。

住民の皆さんは、平成24年12月21日から一時保管施設に強硬搬入された指定廃棄物の保管の安全性を求めて、総務省の公害等調整委員会に調停を申請し5回の調停が行われました。しかし、千葉県は、住民からの施設の改善要求、ぎりぎりの妥協案すら顧みず、施設の安全性に対する合理的な説明もないまま、ただ施設の安全性を唱え続けるだけでした。そのため、平成25年12月19日、調停は成立の見込みなしとして打ち切られました。

この裁判は、調停の打ち切りを受けて、裁判所が、住民の生命・財産等の基本的人権を擁護するための最後の砦とならんことを切に願って、第1次原告32名が、千葉県弁護士会環境委員会所属の弁護士等、22名の弁護団のご協力を得て、去る1月7日に千葉県を提訴したものです。

住民の皆さんは、一時保管施設設置が決定されて以来、署名活動を開始し16,320筆の署名を千葉県に提出、また搬入3市への要望活動、市民への説明会、公害等調整委員会での調停、現地での監視活動、そして、今回の提訴等、自分たちの地域の安全と安心な暮らしを取り戻そうと、自らの労力と時間とお金を使って活動しています。本当に頭の下がる思いです。住民の皆さんの想いをしっかりと受け止めて、議論させていただきます。

(1) 一時保管施設の設置が決定されるまでの経緯

何故、手賀沼終末処理場内に一時保管施設が設置されてしまったのか？

事の始まりは、東京都のクリーンセンターの焼却灰から1kg当たり8,000ベクレルを超える放射性セシウムが検出されたことを受け、環境省が平成23年6月28日、東北地方と関東地方のクリーンセンターにおける焼却灰の測定を自治体に依頼したことだと聞いています。

調査の結果、千葉県内では千葉市、松戸市、柏市、流山市、印西地区環境整備事業組合で1kg当たり8,000ベクレルを超える焼却灰が確認されました。

そして、それらの焼却灰は、各市のクリーンセンターの場内等で保管されていましたが、保管容量が限界に近づいたとして、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西地区環境整備事業組合の4市1組合は、千葉県に対し焼却灰の一時保管場所を確保するように要請し、その結果、千葉県は、平成23年10月31日、手賀沼終末処理場に一時保管施設を建設する計画を提示し設置が決まりました。

この設置決定までの経緯について、不明な点、疑問な点を質問させていただきます。

ア. 4市1組合での話し合いはどのような経緯で始まったのか？また、4市1組合の中で、千葉県に対し焼却灰の一時保管場所を確保する要請を提案したのはどこか？それは、い

- つ、どこで、どのような経緯で千葉県への要請の話が出て、決定されたのか？
- イ. 我孫子市は、当初から 1kg 当たり 8,000 ベクレルを超える焼却灰は発生していませんが、何故、松戸市、柏市、流山市、印西地区環境整備事業組合と一緒に、千葉県に対し焼却灰の一時保管場所を確保するように要請したのか？
- ウ. 千葉県への一時保管場所を確保する要請について、庁内でどのような検討がなされ、いつ、誰が決定したのか？
- エ. 手賀沼終末処理場内に一時保管施設を設置する問題は、市民の安全・安心にかかわる重大な問題です。千葉県に対し 4 市 1 組合として一時保管施設を設置を要請する前の段階から、何故、議会と協議しなかったのか？

(2) 我孫子市と印西市の県に対する要請について

我孫子市と印西市が、県に対して両市の焼却灰のみ保管することを要望した経緯と理由は？

平成 23 年 12 月 2 日、我孫子市と印西市は、千葉県に対し松戸市、柏市、流山市の焼却灰の保管は認めないが、我孫子市と印西市の焼却灰のみ保管することを要望したことを、後日、新聞報道で知り大変驚きました。

何故、このような要望をしたのか、その経緯と理由をお聞かせください。

(3) 3 市から搬入されたゴミ焼却灰(指定廃棄物)の保管期限について

問題の指定廃棄物は、近隣住民の抗議にもかかわらず、平成 24 年 12 月 21 日から強硬搬入されました。

現在、3 市からの搬入は停止していますが、これまでの搬入量は、(柏市 296.3 トン、流山市 177.85 トン、松戸市 51.97 トン、) 3 市合計 526.12 トンになります。

これらのごみ焼却灰は、1 キログラム当たり 8,000 ベクレルを超える大変危険な指定廃棄物で、放射線濃度の最高値は柏市の 1kg 当たり 53,600 ベクレルです。

現在、大変危険はごみ焼却灰が、我孫子市で一番危険な場所に、フレコンパックといういわゆるビニール製の巾着型の袋に詰められ、簡易なテント倉庫に保管されています。

最近、我孫子市でも想定外の自然災害が頻発しています。一刻も早く、ゴミ焼却灰を危険な場所から撤去しなければなりません。

今、市が最も力を入れて取り組まなければならない課題は、県と 3 市に平成 27 年 3 月末までの保管期限を厳守させることです。

ア. 保管期限厳守についての県への要請について

市長は、平成 25 年 5 月 21 日付で、千葉県知事に対して「放射性物質を含むゴミ焼却灰の一時保管に係る確約について」の中で、「平成 27 年 3 月 31 日までに放射性物質を含んだごみ焼却灰を撤去すること」を要請しました。

そして、7 月 1 日に再度、「国が進めている最終処分場の建設スケジュールに関わらず、

平成 27 年 3 月 31 日までに撤去すること。」を要請していますが、これらの要請に対する県の回答をお示しく下さい。

イ. 柏市・松戸市・流山市への保管期限厳守についての働きかけについて

柏市・松戸市・流山市への保管期限厳守を求める最新の働きかけと、その結果をお聞かせください。

ウ. 柏市・松戸市・流山市の現状と搬出計画について

これまで、3市とも、搬出スケジュールについては、国・県と協議して対応すると答弁していましたが、広域住民連合会の皆さんの熱心な働きかけなどにより、最近、具体的な動きが出てきているようです。

現在、市が把握している3市の現状と搬出計画について、お聞かせください。

..... (4) 手賀沼終末処理場内の一時保管施設の安全性についての市の見解

ア. 設置場所の安全性について

一時保管施設の設置されている手賀沼終末処理場は、利根川と手賀川に挟まれた軟弱地盤の低湿地帯です。

我孫子市作成の「洪水ハザードマップ」によると、利根川が大雨で増水し、堤防が決壊した場合、浸水深5メートル。

また、「揺れやすさマップ」によると、我孫子市直下の地震を想定した場合、震度6.2強。市内で一番強い揺れの予測される地域。

さらに、「液状化マップ」によると、液状化の可能性が『極めて大きい』。

加えて、「建物全壊率マップ」によると、建物の全壊率は『30%以上』の地域。

このような場所で、危険な高濃度放射性物質を含む焼却灰を保管することが許されるのでしょうか？

市は、危険物を保管する一時保管施設の設置場所として適切だとお考えなのか？設置場所の安全性に対する市の見解をお聞かせください。

イ. テント倉庫での保管の安全性について

まずは、耐風速の観点でお尋ねします。これまで、このテント倉庫は、建築基準法で耐風速42メートルとされてきました。しかし、実際は、0.8掛けの38メートル以上の風が吹けば、テントが破れる可能性があることが総務省の調停の中で明らかになりました。

テント倉庫は、本来、建築資材などの保管を想定した倉庫です。テントが破れても保管しているものにはさほど影響はありません。構造の鉄骨が残れば良いとの考えに基づいて設計されているようです。

しかし、手賀沼終末処理場のテント倉庫で保管されているものは、建築資材等ではなく危険な高濃度放射性物質を含む焼却灰であります。テントが破れば、強風で飛ばされた鋭利な飛来物によって、むき出しになったフレコンパックが破れ、中の焼却灰が飛散する可能性が大きくなります。

そもそも、危険物を保管することを想定して設計されていないテント倉庫に保管しようと考え、こと自体が、危機管理が全くできていないと考えます。

また、最近の大型台風や近隣で発生している竜巻の風速は、優に 38 メートルを超えていますから、危険物の保管施設として、このテント倉庫での保管の安全性には問題があると言わざるをえません。

次に、浸水の観点から見た安全性

手賀沼終末処理場は、敷地の横を手賀川が流れ、それは利根川に合流しています。昔から、もともと治水の難しい地域であり、これまでも近くの布佐地域では何度となく水害に見舞われました。

また、今年の台風 26 号では、布佐地域で床上・床下浸水およそ 400 棟の甚大な被害が発生しましたが、その際、手賀川の水位があと 0cm 上昇すれば、終末処理場の敷地内に川の水が浸入したと思われます。

県は、フレコンパックを圧着したから焼却灰の流出の恐れはないと言いますが、そもそもフレコンパックの材質は○、簡単に言えばビニールです。フレコンパックが濁流に流されれば、濁流の中の石や流木等でフレコンパック自体が破れることも想定されます。

その結果、焼却灰は手賀川、利根川、太平洋と拡散し、甚大な放射能汚染を引き起こすことになりかねません。

以上、耐風速の観点から見ても、浸水の観点から見ても、テント倉庫で保管することは大変危険だと考えますが、テント倉庫での保管の安全性について、国や県の見解ではなく、地方政府として市民の安全・安心を守る責務を持つ市の視点で、市の見解をお聞かせください。

(5) 市の姿勢と今後の対応について

広域住民連合会の皆さんが、一時保管施設に関するこれまでの経緯とこれからの活動について市内 7 か所で市民説明会を行った際、参加者から「市長は何故、住民と一緒にこの問題に対して行動しないのか？全市一丸となって、この問題に取り組まなければ市民の安全・安心は守れない。」と市の姿勢に対する疑問の声が多く出されました。

総務省の調停に関しても、今回の提訴に関しても、市は住民の要請を断り、住民と一緒に行動しようとしませんが、その理由をお聞かせください。

また、この問題を解決するための今後の市の対応策を具体的にお聞かせください。